

## 11 付属資料

### (1) 配布資料

- ア ワークショップ資料1 みんなで調布市の未来の環境を考えよう!! ワークショップ
- イ ワークショップ資料2 次期調布市環境基本計画の施策体系(案)

### (2) 参考資料

- ア ワークショップちらし



ワークショップ資料1  
みんなで調布市の未来の環境を考えよう!! ワークショップ

本日の流れ (約2時間)

| 項目         | 時間   | 開催日・開始時刻 |       |       |
|------------|------|----------|-------|-------|
|            |      | 2日(金)    | 4日(日) | 5日(月) |
| 開会・あいさつ    | 約5分  | 18:30    | 14:00 | 13:30 |
| ワークショップの説明 | 約10分 | 18:35    | 14:05 | 13:35 |
| グループワーク    | 約70分 | 18:45    | 14:15 | 13:45 |
| 全体討議       | 約35分 | 19:55    | 15:25 | 14:55 |
| 閉会         | -    | 20:30    | 16:00 | 15:30 |

2

ワークショップ資料1

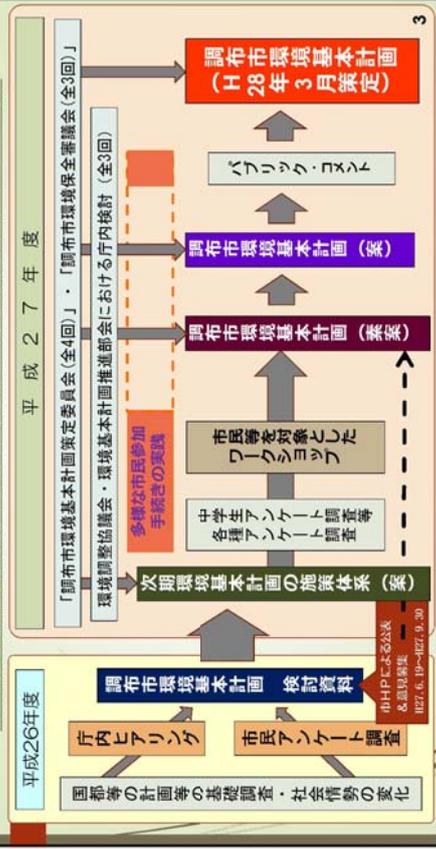
みんなで調布市の未来の環境を考えよう!!  
ワークショップ

- 第1回：10月2日(金) 午後6時30分～午後8時30分  
文化会館たづくり1002学習室
- 第2回：10月4日(日) 午後2時～午後4時  
市民プラザあくるみ3階ホール
- 第3回：10月5日(月) 午後1時30分～午後3時30分  
文化会館たづくり1002学習室

調布市環境部環境政策課

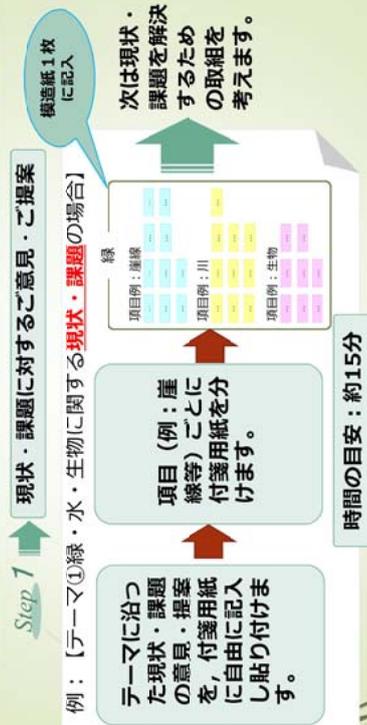
1

次期調布市環境基本計画策定に向けたスケジュール



3

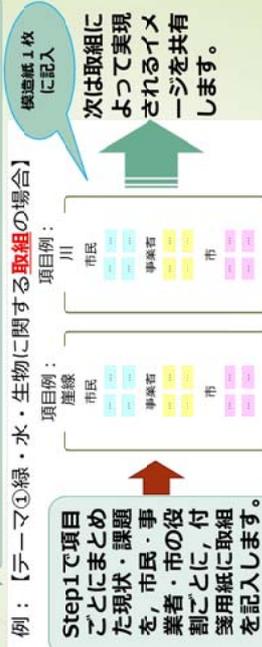
グループワークの進め方 (全体：約70分)



4

## グループワークの進め方 (全体：約70分)

Step 2 現状・課題の解決に向けた取組についてのご意見・ご提案

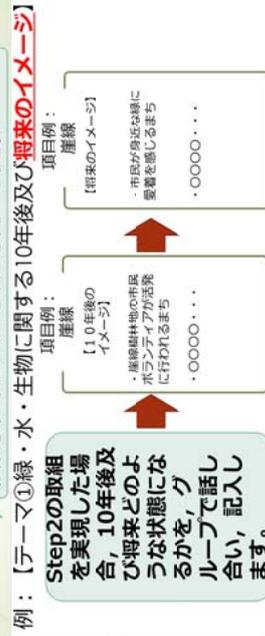


時間の目安：約40分

5

## グループワークの進め方 (全体：約70分)

Step 3 基本目標 (目指す将来像) に近づいたことがわかる状態についてのご意見・ご提案



時間の目安：約15分

6

## 全体討議での発表 (各グループ約5分)

◎グループワークでいただいたご意見・ご提案を、グループの方に発表していただきます。

- Step 1 でとりまとめた **現状・課題** について
- Step 2 でとりまとめた現状・課題を踏まえた **取組** について
- Step 3 で共有した取組によって **実現されるイメージ** について

7

## ワークショップでいただいたご意見・ご提案について

本日、皆様からいただいたご意見等は、市民参加と協働による成果として、

「調布市環境基本計画の施策体系(素案)」

の策定に向けて活用して参ります。

8

## 本日の検討事項（グループワークのテーマ）

下記のテーマでグループを分けてワークショップを行います。

### 【グループ別のテーマ】

#### ① 緑・水・生物に関すること

基本目標1：豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

#### ② 生活環境や景観、歴史・文化に関すること

基本目標2：人と環境が調和する快適で美しいまち

基本目標3：安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

#### ③ こみやエネルギー、低炭素まちづくりに関すること

基本目標4：低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち

### 【各グループ共通のテーマ】

#### ④ 環境学習や啓発、実践活動等における協働・連携のあり方に関すること

基本目標5：みんなの力でより良い環境を目指すまち

9

## 本日の参考資料

次期調布市環境基本計画の施策体系(案)

関連データ（各テーブルに配布した閲覧用資料）

次期環境基本計画を考えるに当たっての関連データ

- ① 調布市環境基本計画（現行）
- ② 未来へつなぐ調布の環境～平成25年度 環境年次報告書～
- ③ 調布市まちづくりデータブック2013
- ④ 調布市環境基本計画 検討資料
- ⑤ 調布の環境に関する市民アンケート調査結果報告書

10



みんなで調布市の未来の環境を考えよう!!  
ワークショップ資料2

# 次期調布市環境基本計画の施策体系 （案）

調布市環境部環境政策課

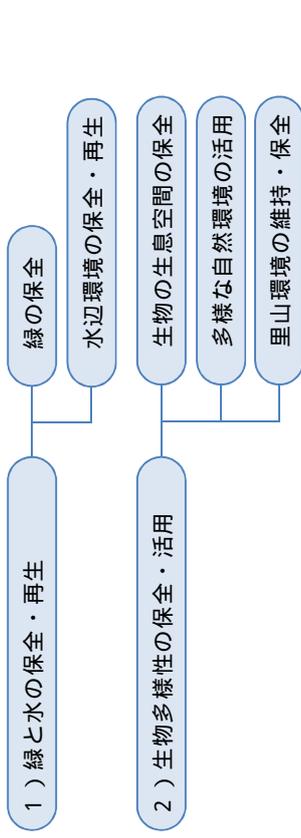
次期調布市環境基本計画では、5つの基本目標についてそれぞれ施策の方針を設定し、その方針に基づいて施策・取組を次のように体系化しています。

### 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

調布市は都心近くに位置する一方で、国分寺崖線や深大寺をはじめとすまとまった緑が今なお残されており、それらを水源とする湧水のほか、多摩川や野川などのうるおいのある水辺環境にも恵まれています。豊かな緑と水が形づくる里山環境は多様な生物を育む基盤でもあり、調布市の環境における大きな特徴となっています。

こうした貴重な自然環境を将来に向けて守っていくとともに、共生を目指す中でかつての武蔵野の自然豊かな環境の再生を図り、まちの魅力の向上に努めていく必要があります。このため、「緑と水の保全・再生」「生物多様性の保全・活用」を方針として、右に掲げる施策に取り組めます。

《基本目標1：豊かな緑と水や多様な生物を育むまちに関する施策体系》

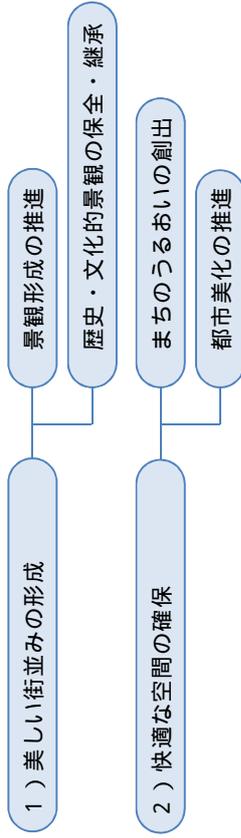


### 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

京王線の地下化に連動し、調布・布田・国領の各駅前広場の整備などによりまちの景観は、この数年間でめざましい変貌を遂げています。こうした新たなまちづくりの一方で、観光名所としても知られる深大寺や、国指定史跡である下布田遺跡など、数多くの歴史・文化的な資源によって落ち着きのある風情が脈々と育まれています。

新旧の様々な要素が一つにまとまった美しい都市環境をこれからも守り育てていくとともに、市内で生活し、活動する人々がそれらと調和を図ることによって、快適な環境を創出していく必要があります。このため、「美しい街並みの形成」「快適な空間の確保」を方針として、右に掲げる施策に取り組めます。

《基本目標2：人と環境が調和する快適で美しいまちに関する施策体系》

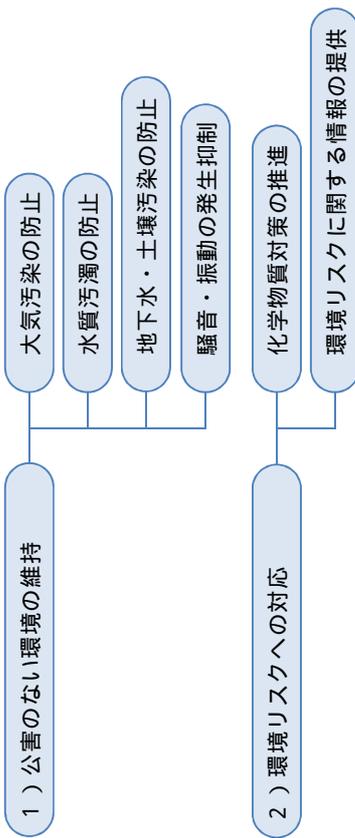


### 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

近年、大気や公共用水域の水質は良好な状態が保たれており、目立った公害は発生しておりませんが、騒音・振動・臭気等の感覚型の公害に関しては、事業所等からの騒音・臭気、生活騒音やペットの鳴き声に対する苦情や相談が増加傾向にあります。また、新たな環境リスクとして、PM2.5による大気汚染や空間放射線量などの健康影響に対して、市民の関心が高まっています。

今後従来型の公害を引き続き監視し、未然防止に努める一方で、様々な環境リスクに対しても適切な対応に努めることにより、安心して暮らせる生活環境を確保していく必要があります。このため、「公害のない環境の維持」「環境リスクへの対応」を方針として、右に掲げる施策に取り組めます。

《基本目標3：安心して暮らせる生活環境が確保されるまちに関する施策体系》

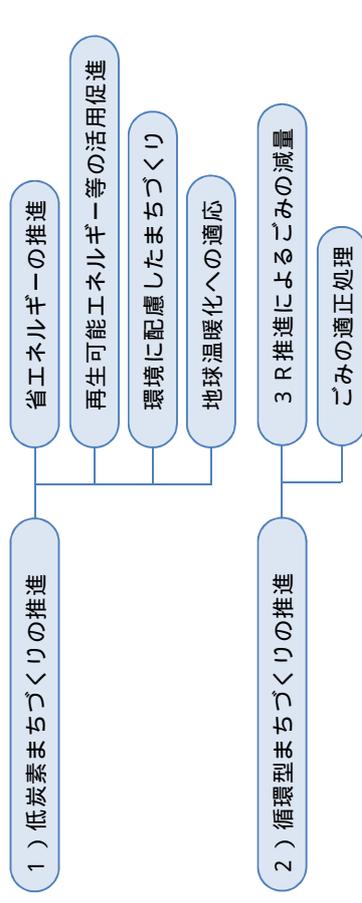


#### 基本目標 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち

地球温暖化の進行が専門家の間では確実視されており、その要因となっっている大気中の温室効果ガス濃度は増加の一途をたどっています。今後同様な状態が続けば、異常気象等による自然災害の発生リスクが高まるとともに、農作物などの生育への影響が予測され、私たちの生活に様々な不利益をもたらすことが懸念されています。また、身近な問題では、私たちの日常生活における消費活動に伴って大量のごみが発生しています。

こうした現状を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて、市民一人ひとりのライフスタイルを見直すとともに、まちづくりも含めた視点から、地域全体の環境負荷の低減に取り組む必要があります。このため、「低炭素まちづくりの推進」「循環型まちづくりの推進」を方針として、右に掲げる施策に取り組みます。

#### 《基本目標 4：低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまちに関する施策体系》

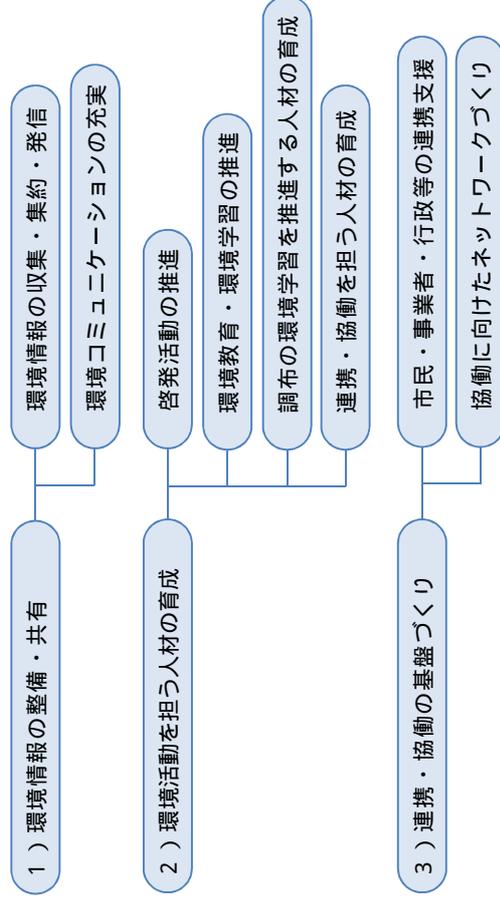


#### 基本目標 5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

上の4つの基本目標に関する取組については、行政施策として市民・事業者等の他の主体が協力して進めていくものです。これまで調布市では、市民・事業者・各種環境団体等で構成される「ちよっぷ環境市民会議」が中心となって、市と連携・協働して取組を進め、調布市の環境の保全と創造に貢献してきました。しかしながら、活動の環は市民一人ひとりにまだ十分に広がっていない状況です。

今後は、調布市の環境に関する情報を、調布市で暮らし、働き、学ぶみんなが共有し、みんなで考えて、さらにより良い環境を目指して行動していく必要があります。このため、「環境情報の整備・共有」「環境活動を担う人材の育成」「連携・協働の基盤づくり」を方針として、右に掲げる施策に取り組みます。

#### 《基本目標 5：みんなの力でより良い環境を目指すまちに関する施策体系》



## 1) 緑と水の保全・再生

### 緑の保全

#### 【現状と課題】

東京都では、平成 22(2010)年に、市区町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を策定し、都市の中に残された樹林地や農地など、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することとしています。

調布市においては、国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線の緑豊かな斜面が調布市の緑の骨格を形成しており、中でも深大寺・佐須地域では、生産緑地に指定されている市街化区域内農地が多く、国分寺崖線の雑木林と田畑が一体となっており、残されているほか、屋敷林、社寺林等も点在しています。

平成 22 年度の調査における調布市の緑被率は 32.0%(みどり率では 36.0%)であり、近接した都心部と比較すると高いものの、相続に伴う農地転用等で、平成 5 年以降は果樹園・苗圃等、田畑、草地の減少が目立っています。

市内を流れる多摩川、野川、仙川、入間川などの河川に沿って河川敷の緑(草地)が連続しており、自然豊かな水辺空間を提供しています。

調布市は、調布市緑の基本計画(平成 23 年改定)に基づく緑のまちづくりを進めており、崖線や雑木林等の公有地化、特別緑地保全地区制度の活用などによって、市民団体等の協力を得ながら、里山の保全・維持管理に取り組んでいます。

都市化や宅地化が進む中で、緑被率を高めることは難しいため、現状の市内の緑を維持していく取組が必要です。

#### 【施策の方向】

崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理し、市内の自然環境の基盤として保全します。

#### 【施策(取組)の内容】

#### 調布を特徴づける里山の保全と維持管理の推進

国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度の積極的な活用等を通じて保全に努めるとともに、市民・事業者等の自主的な環境保全活動を通じて、各主体との協働による維持管理に取り組めます。

#### 湧水・河川等の水辺との一体的な保全

水源として機能している湧水や河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺との一体的な保全に努めます。

#### 【環境指標】

| 環境指標          | 基準値                     | 目標 |
|---------------|-------------------------|----|
| みどり率          | 36.0%<br>(平成 22 年度)     | →  |
| 調布市が保全する緑の面積  | 146.31 ha<br>(平成 25 年度) | ↗  |
| 特別緑地保全地区の指定状況 | 2 か所<br>(平成 25 年度)      | ↗  |
|               |                         |    |
|               |                         |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                         | 備考 |
|------------------------------|----|
| <b>調布を特徴づける里山の保全と維持管理の推進</b> |    |
| 崖線、雑木林等の公有化・保全管理委託           |    |
| 社寺林、屋敷林等の保全(借り上げ、保存に向けた支援)   |    |
| 特別緑地保全地区・保存樹木の指定             |    |
| 樹林・緑地の維持管理活動団体の設立支援・育成       |    |
| 市民・事業者・行政の協働による樹林地の保全        |    |
| 樹林地の管理に向けた調布市と市民団体における協定の締結  |    |
| 雑木林の管理に向けた講座・実習の支援           |    |
| 雑木林連絡協議会の運営支援                |    |
| 市民団体を交えた保全管理計画の策定            |    |
| 市民参加による公園や緑地の整備・管理           |    |
| 民有地における生垣設置の推奨・助成            |    |
| 開発指導要綱に基づく緑化の指導              |    |
| <b>湧水・河川等の水辺との一体的な保全</b>     |    |
| 深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全(再掲)  |    |
| 多摩川・野川クリーン作戦(河川敷清掃)の実施(再掲)   |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

自主的な環境保全活動を通じて、身近にある緑の積極的な維持管理に取り組み、自然豊かな環境づくりに努めます。  
(市民・市民団体・事業者)  
樹林・緑地の地権者と周辺住民が協調し、地域ぐるみで維持管理を進めます。  
(市民・市民団体・事業者)  
安全で快適な緑地等の維持管理作業に取り組めます。  
(市民・市民団体・事業者)



## 1) 緑と水の保全・再生

### 水辺環境の保全・再生

#### 【現状と課題】

国は平成 26 年 7 月の「水循環基本法」施行に続き、平成 27 年 4 月には「雨水の利用の促進に関する法律」を施行し、健全な水循環の形成を目指した取組を進めています。

市内を流れる多摩川、野川、仙川、入間川などの河川は、自然豊かな水辺環境を提供しています。

崖線下から湧き出す豊富な地下水は、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川の主な水源になっていますが、宅地化が進み水量が減少しています。

調布市は、「調布市自然環境の保全等に関する条例」に基づいて、緑の保全、水の循環、地下水・湧水の保全・回復に取り組んでいます。

河川や湧水の保全、雨水利用の促進などに取り組み、豊かな水辺環境と健全な水循環を確保する必要があります。

#### 【施策の方向】

河川等の水辺環境の維持管理を推進するとともに、水路や湧水等の水源を確保し、地域の健全な水循環の形成に取り組めます。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 湧水の保全に向けた総合的な取組の推進

条例や計画の策定等を検討するとともに、それらに基づく総合的な視点から、湧水の保全に関する取組を推進します。

##### 雨水浸透の促進による河川水源の涵養

公共施設においては、雨水浸透ます・トレンチ等の率先的な設置や道路等への透水性舗装の採用を通じて、河川水源となる地下水の涵養を積極的に進めます。また、民間施設においても雨水浸透施設の設置状況を把握し、さらなる導入を支援します。

##### 健全な水循環の形成に向けた啓発

水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。

##### 市民等との協働による水辺の維持管理

自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加で一斉清掃等に取り組み、維持管理に努めます。

#### 【環境指標】

| 環境指標      | 基準値                    | 目標 |
|-----------|------------------------|----|
| 雨水浸透ます設置数 | 32,377 基<br>(平成 25 年度) | ↗  |
|           |                        |    |
|           |                        |    |
|           |                        |    |
|           |                        |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                              | 備考 |
|-----------------------------------|----|
| <b>湧水の保全に向けた総合的な取組の推進</b>         |    |
| 水循環に係る総合的な計画の検討                   |    |
| 地下水の揚水利用や井戸の設置に関する規制・指導           |    |
| <b>雨水浸透の促進による河川水源の涵養</b>          |    |
| 雨水浸透ます・トレンチ等の設置推進                 |    |
| 開発指導要綱に基づく公共施設における雨水浸透ますやトレンチ等の設置 |    |
| 歩道の透水性舗装の導入推進                     |    |
| <b>健全な水循環の形成に向けた啓発</b>            |    |
| 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発              |    |
| 雨水浸透の重要性に関する普及啓発                  |    |
| <b>市民等との協働による水辺の維持管理</b>          |    |
| 多摩川・野川クリーン作戦（河川敷清掃）の実施            |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

河川や用水などの一斉清掃に参加し、貴重な水辺を守り育てます。

（市民・市民団体・事業者）

水循環に対する理解を深め、節水に努めるとともに、雨水浸透施設の設置による雨水浸透や雨水の貯留・利用に取り組みます。

（市民・事業者）

雨水浸透ますの浸透能力を維持するため、ごみや葉っぱを取り除くなど、定期的に雨水浸透ますの清掃を行います。

（市民・事業者）

## 2) 生物多様性の保全・活用

### 生物の生息空間の保全

#### 【現状と課題】

生物多様性基本法（平成 20 年制定）に基づき、国が「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」を定めて取組を進める中、自治体にも努力目標として生物多様性地域戦略（以下、地域戦略）の策定が掲げられています。

調布市は、都市近郊にありながら、多摩川、野川などの河川や深大寺・佐須地域など豊かな自然環境を有しています。

ここ 10 年で調布市が行った魚類調査では、仙川及び野川でオイカワ、モツゴ、コイ、タモロコ、メダカなどが確認されています。

平成 19 年度には、調布市環境モニターによる佐須地域及び多摩川・野川周辺の自然環境調査が行われ、水辺の植物 394 種が確認されているほか、平成 26 年に行われた人間樹林地（国分寺重線）の調査でも 117 種が確認されています。

植物、魚類などの水生生物以外の生物については、十分な調査結果はありません。

調布市は、生物多様性保全の取組として、市民団体の協力を得て、市民参加のもとで、多摩川河川敷における特定外来生物（植物）の防除イベントを定期的に開催しています。

生物多様性の保全に向けて、市民のこれまでの取組を活かしながら近隣自治体とも連携を図り、生物の生息空間を守り育てていく必要があります。



#### 【施策の方向】

様々な生物の生息空間を保全し、それらの特性を活かした相互の結びつきの強化によってネットワークを形成するとともに、豊かな自然環境を日常生活や環境学習の場として活かします。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進

調布市域の生物多様性の保全に向けて、様々な視点から総合的に取り組むため、「(仮)生物多様性ちよふ戦略」(地域戦略)の策定を検討します。

##### 生態系ネットワークの形成

地域戦略に基づき、市民や地域の専門家の参加を得て、近隣地域とも連携しながら広域的な生態系ネットワークの形成に取り組めます。

##### 在来種の保護及び特定外来生物の防除

生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上を図るとともに、それぞれの主体との協働を通じて、公園・学校・施設等の緑化や、河川等の公共用地における特定外来生物の防除に取り組めます。

##### 生物に関する基礎データの取得と蓄積・整理・公開

生物の生息空間として重要な緑や水辺の自然環境について、継続的・基礎的な調査結果を蓄積し、それらを整理してデータベース化を図り、公開します。

#### 【環境指標】

| 環境指標              | 基準値               | 目標 |
|-------------------|-------------------|----|
| 自然環境調査の実施回数       | 回<br>(平成 年度)      | ↗  |
| 特定外来生物防除活動の年間実施回数 | 2 回<br>(平成 25 年度) | ↗  |
|                   |                   |    |
|                   |                   |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容  | 備考 |
|---|----|
| <b>生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進</b><br>(仮称)生物多様性ちよふ戦略の策定と推進      |    |
| <b>生態系ネットワークの形成</b><br>佐須の用水路における流れの確保                    |    |
| <b>在来種の保護及び特定外来生物の防除</b><br>在来種を活用した緑化の検討                 |    |
| 河川敷等での特定外来生物防除活動の実施                                       |    |
| <b>生物に関する基礎データの取得と蓄積・整理・公開</b><br>市民・専門家等との協働による自然環境調査の推進 |    |
| 市民参加型の環境調査（生物・水質等）の実施                                     |    |
| 自然環境情報のデータベース化  |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

河川敷における特定外来生物防除のイベントに参加します。  
 （市民・市民団体・事業者）  
 生物調査などに積極的に参加します。  
 （市民・市民団体）

## 2) 生物多様性の保全・活用

### 多様な自然環境の活用

#### 【現状と課題】

調布市は、都市近郊にありながら、多摩川、野川などの河川や崖線沿いの湧水、深大寺・佐須地域などの樹林地など豊かな自然環境を有しています。深大寺自然公園、神代植物公園、同植物多様性センターなど、自然に親しみながら学習できる施設が充実しています。ちよふふ環境市民会議が中心となって、市内の自然に関するマップの作成に取り組んでおり、市民等への情報提供に努めています。市民の自然の緑や水辺の環境の豊かさに対する満足度は高いですが、身近な緑や水・生き物を守る活動について、「機会がない・方法を知らない」という市民が比較的多く見られます。

市民にとって、緑や水とのふれあいの場所や機会が十分に確保されていないことが懸念されるため、的確な情報提供等を行い、それらを通じて豊かな自然環境を楽しく学ぶ行動につなげていく必要があります。

#### 【施策の方向】

生物多様性に配慮して保全された自然環境を、市民がうるおいを感じる日常生活の場、環境教育・環境学習の場として活用します。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 緑や水辺とのふれあい学習の促進

市民団体や事業者が主体となった取組を促進し、多摩川・野川等の身近な河川を豊かな生態系にふれあえる自然体験型の環境学習の場として活用します。

##### 自然環境の活用

多摩川・野川等の河川をはじめとする市内の身近な水辺環境や深大寺・佐須地域等の自然資源<sup>(注)</sup>を活用します。

注) 自然資源とは、崖線・里山(農地)・公園(神代)などの緑、川・用水・湧水などの水のことをさします。

#### 【環境指標】

| 環境指標               | 基準値             | 目標 |
|--------------------|-----------------|----|
| 自然観察会の年間実施回数       | 13回<br>(平成25年度) | ↗  |
| 自然体験学習の年間実施回数・参加人数 | 回・人<br>(平成年度)   | ↗  |
| 調布子どもエコクラブの実施回数    | 回<br>(平成年度)     | →  |
|                    |                 |    |
|                    |                 |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                   | 備考 |
|------------------------|----|
| <b>緑や水辺とのふれあい学習の促進</b> |    |
| 湧水・樹林地等における自然観察会の実施    |    |
| 河川等の水辺の自然体験ゾーンの整備      |    |
| 調布子どもエコクラブの実施          |    |
| <b>自然環境の活用</b>         |    |
| 自然環境マップの作成・配布          |    |
| 佐須の用水路等の水路清掃作業の助成・支援   |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

休日等の余暇を利用して、市内の里山や河川に出かけて自然とふれあい、親しみます。  
 (市民・市民団体)  
 市民団体や地域の人たちと協力して環境学習に取り組みます。  
 (市民・市民団体)  
 里山や水辺に生息・生育する動植物を観察し、自然について理解を深めます。  
 (採取、観察した生物は逃がします。)  
 (市民・市民団体)

## 2) 生物多様性の保全・活用

### 里山環境の維持・保全

#### 【現状と課題】

都市近郊では、多様な生物が生息する身近な自然として里山が重要な地域となつていきます。  
調布市では、崖線の緑など、まとまった自然環境は、土地利用上の制約や法規制によっておおむね保全されています。

一方で、農地等の減少によって里山環境は徐々に姿を消す傾向にあります。これに対して、東京都が平成 24 年に策定した「東京農業振興プラン」では、区市と連携した生産緑地の追加指定、農産物の地産地消ネットワーク整備推進などの方向性が示されています。

調布市では、市民農園や体験ファームの提供、学童農園やふれあい体験農園事業などを通じて、消費者と生産者の交流を図っているほか、市内で生産された農産物を市民が入手しやすいように「農産物直売マップ」を市内各所で配布しています。

調布市は、ちよふ環境市民会議との協働により、雑木林ボランティア講座を開催し、樹林地の保全に取り組む人材を育てています。

このような地域の自然・文化をはじめ、社会や経済との関わりを認識し、総合的な視点から持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の必要性は、ユネスコによって「持続可能な開発のための教育（E S D）」として提唱されています。

先人が武蔵野の豊かな自然との共生を通じて育ててきたこれらの里山環境は、調布の大きな特徴となつているため、将来に向けて維持・保全していく必要があります。

#### 【施策の方向】

農地や樹林地等は、良好な住環境を育み、食育や環境教育の場となるなど、多面的な機能を持っており、調布市の良好な都市環境を構成する重要な要素の一つであるため、都市農業が持続できる仕組みづくりや、市民等との協働によって、これらの貴重な里山環境の維持・保全に取り組めます。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 農地の保全に向けた仕組みづくり

農家の経営安定化や後継者の育成に資する各種支援制度や相続時の税制優遇措置を検討します。また、体験農園などの充実を図り、市民等が農業に参画できる機会を創出していきます。

##### 里山環境の総合的な維持・保全と活用

雑木林ボランティア講座などの環境学習を通じて調布の環境における里山の重要性を理解し、保全活動によって里山環境の保全を図るとともに、持続可能な開発のための教育（E S D）の場として活用を図ります。

#### 【環境指標】

| 環境指標  | 基準値                       | 目標 |
|---|---------------------------|----|
| 生産緑地地区の年間追加指定面積                                 | 129.77ha<br>(平成 25 年度)    | →  |
| 市民農園（体験農園）の整備数・参加人数                             | 5 か所, 128 人<br>(平成 25 年度) | ↗  |
| 雑木林ボランティア講座（定員制）の受講者の定着者数<br>または雑木林ボランティア活動参加者数 | 延べ 72 人<br>(平成 26 年度)     | ↗  |
| 雑木林ボランティアが管理する調布市の緑地の数                          | か所<br>(平成 年度)             | ↗  |

#### 【主な事業】

| 事業内容                          | 備考 |
|-------------------------------|----|
| <b>農地の保全に向けた仕組みづくり</b>        |    |
| 農業継続のための各種支援・関係機関へのはたらきかけ     |    |
| 休耕地等の市民農園としての活用促進             |    |
| 生産緑地の指定                       |    |
| 体験農園への市民参加促進                  |    |
| 子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育等の継続的な実施 |    |
| 農産物直売所の設置支援等による地産地消の推進        |    |
| <b>里山環境の総合的な維持・保全と活用</b>      |    |
| 雑木林などを活かした体験学習プログラムの実施        |    |
| 深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全       |    |
| 里山での市民参加による生きもの調査             |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

- 農業体験などの機会を活用し、農業に親しみます。 **（市民・市民団体）**
- 雑木林ボランティア活動に参加し、里山に親しみます。 **（市民・市民団体）**
- 雑木林ボランティア講座を受講するなど、自分たちの暮らしと里山の関係について学習する機会を持ち、理解を深めます。 **（市民・市民団体）**

## 1) 美しい街並みの形成

### 景観形成の推進

#### 【現状と課題】

国は、平成 17 年に景観法をはじめとする景観緑三法<sup>注</sup>を全面施行し、その後平成 24 年に「美しい国づくり政策大綱」を定め、自然と調和した美しい国土の整備と次代への継承を目指して、良好な景観形成に取り組んでいます。

調布市はこれまでに地区計画制度をはじめ、高度地区や特別用途地区等の指定による規制誘導を通じて、良好な都市景観の形成に取り組んできました。平成 25 年には景観法に基づく景観行政団体へ移行し、景観条例及び景観計画による景観づくりを進めています。

また、「調布市ほっとするふるさとをばぐくむまちづくり条例」に基づいて、住民発意によるまちづくり活動を支援しており、これまで 20 か所の「まちづくり協議会・準備会」を設立するなど、住民参加の意識の高まりがみられます。

崖線の緑や遠方の山並みへの眺望、多摩川河川敷の広大な空間は、調布市の自然景観の特徴となっています。

調布駅付近の連続立体交差事業によって平成 24 年に調布駅が地下化され、その後も駅前広場の整備や再開発による大規模建築物の建設などが進められています。

2020 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市内でも競技会場となることを想定した施設整備が計画されています。

**注）景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、改正都市緑地保全法**

調布駅周辺再開発や東京オリンピック・パラリンピック・パラリンピックなど、景観形成上の影響が大きい施設整備に対応して、長期的な視点で見た街並みづくりを推進する必要があります。

#### 【施策の方向】

眺望や周囲の街並みに配慮し、それらを活かして調和のとれた街並みづくりを推進し、質の高い都市空間の形成を図ります。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 自然の眺望を活かした都市景観づくり

街並みの背景となる崖線の緑や遠方の山並み、河川敷等の開放的な水辺空間などへの眺望に配慮し、これらを活かした都市景観づくりに取り組めます。

##### 調和のとれた街並みの形成

公共施設等の意匠・デザインは周囲の街並みに十分配慮するとともに、主要な道路の沿道等においては、地区計画制度等の都市計画手法を活用して建物の高さや壁面位置などを誘導し、統一感のある街並みの形成に努めます。

##### 洗練された街並みへの誘導

洗練された街並みへと誘導するため、景観法の届出制度を活用するほか、屋外広告物等について、景観形成の観点からの誘導方策の検討に取り組めます。

#### 【環境指標】

| 環境指標      | 基準値                         | 目標 |
|-----------|-----------------------------|----|
| 地区計画指定区域数 | 36 地区, 61.2ha<br>(平成 26 年度) | ↗  |
|           |                             |    |
|           |                             |    |
|           |                             |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容  | 備考 |
|---|----|
| <b>自然の眺望を活かした都市景観づくり</b><br>調布市ほっとするふるさとをばぐくむまちづくり条例に基づき良好な開発事業への誘導 |    |
| <b>調和のとれた街並みの形成</b><br>景観条例に基づく公共施設のデザイン向上等景観整備の推進                  |    |
| 市民参加による地区計画策定の支援  |    |
| 調布市ほっとするふるさとをばぐくむまちづくり条例に基づきまちづくり協議会の設立促進                           |    |
| <b>洗練された街並みへの誘導</b>   |    |
| 景観法及び調布市景観条例に基づく景観誘導  |    |
| 東京都屋外広告物条例に基づく広告物の規制・指導・除却  |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

住宅や事務所を新築、または増改築する際は、街並みに配慮して周囲の景観に調和した意匠・デザインとなるよう努めます。 **（市民・事業者）**  
地区のまちづくり協議会や地区計画策定など、住民主体のまちづくりへの参画を通じて、美しい街並みの形成に向けたルールづくりと実践に努めます。

開発事業者は、事業実施にあたって調布市をはじめとする関係機関から助言・指導を受けるとともに、大規模事業においては事前の協議や構想・計画段階からの情報開示に努め、良好な景観づくりに協力します。 **（事業者）**  
**（市民・市民団体・事業者）**

## 1) 美しい街並みの形成

### 歴史・文化的景観の保全・継承

#### 【現状と課題】

国は、地域が一丸となって地域の個性やその魅力を発信し、経済振興とともに住民の誇りと愛着を育み、活気にあふれた地域社会を築くことを目指して、平成 18 年に観光立国推進基本法を制定し、平成 20 年に観光庁を発足させ、取組を進めています。

調布市においては、国分寺崖線等の豊かな緑、多摩川や野川等の水辺と湧水に恵まれた自然環境の中で刻まれてきた歴史・文化を背景に、深大寺周辺をはじめとする固有の景観が育まれています。

特に、深大寺・佐須地域には、地域の環境資源として国分寺崖線の緑や湧水、まとまった都市農地や用水路などからなる里山風景が残されているため、調布市では、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」(平成 26 年 3 月策定)に基づき、それらの保全・活用にに向けた取組を進めています。

深大寺地区の景観は多くの市民がその良さを実感しており、「深大寺通りまちづくり協議会」が中心となってまちづくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な活動が行われています。

市民アンケート調査においても、未来に残したい環境として多くの市民がこれらの資源をあげており、市民の愛着が感じられます。

緑や水に関係する豊かな景観資源を生かし、これまで同様に自然環境や歴史・文化と調和した調布市固有の景観を育んでいく必要があります。

#### 【施策の方向】

先人から受け継ぎ、豊かな自然とともに育まれた歴史・文化的環境を保全し、調布市固有の良好な景観として次代につないでいきます。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 歴史・文化遺産の保全及び歴史・文化の伝承

市民が愛着を感じる自然や歴史・文化を未来に伝える史跡・文化財等とともに、それらにまつわる郷土の歴史・文化についてもあわせて P R に努め、地域資源として保全を図ります。

##### 調布らしさが感じられる景観づくりの推進

地域の歴史・文化遺産の自然環境や歴史性等に配慮して景観の保全に努め、それらを核に地域と連携を図りながら周辺の景観づくりを進めていきます。

#### 【環境指標】

| 環境指標                           | 基準値                    | 目標 |
|--------------------------------|------------------------|----|
| 歴史・文化遺産に係る普及・啓発事業の開催回数         | 回<br>(平成 年度)           | ↗  |
| 郷土博物館及び深大寺水車館の入館者数             | 45,653 人<br>(平成 25 年度) | ↗  |
| 武者小路篤篤記念館の入場者数<br>(実篤公園利用者も含む) | 29,764 人<br>(平成 26 年度) | ↗  |
| 深大寺観光案内所利用者数                   | 50,465 人<br>(平成 26 年度) | ↗  |

#### 【主な事業】

| 事業内容                        | 備考 |
|-----------------------------|----|
| <b>歴史・文化遺産の保全及び歴史・文化の伝承</b> |    |
| 指定文化財(深大寺等)の適切な保全・管理        |    |
| 国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡の保全・整備・P R  |    |
| 伝統行事、郷土芸能の継承と P R           |    |
| 郷土の歴史・文化についての学習の場・機会の提供     |    |
| 歴史・文化遺産を後世に伝える語り部の育成        |    |
| 歴史・文化遺産に係る普及・啓発事業の企画開催      |    |
| 深大寺観光ボランティアガイドの育成           |    |
| <b>調布らしさが感じられる景観づくりの推進</b>  |    |
| 良好な自然景観保全に向けた土地利用適正化の推進     |    |
| 深大寺地区街なみ環境整備事業の実施           |    |
| 実篤公園の保全・整備                  |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

祭りや保存大会への参加など、伝統行事や郷土芸能に積極的にふれあい、次代へ継承していきます。  
(市民・市民団体・事業者)

地域の歴史・文化遺産に関する歴史的な謂れや文化的な価値について、郷土史を讀んだり、地域のお年寄り(語り部)から話を聞いたりして学びます。

(市民・市民団体)

地域の歴史・文化遺産の歴史性に配慮して、それにふさわしい景観づくりに地域ぐるみで取り組めます。  
(市民・市民団体・事業者)

## 2) 快適な空間の確保

### まちのうるおいの創出

#### 【現状と課題】

平成 26 年 4 月現在、市内には公園が 227 か所あり、面積は 1,366,173 m<sup>2</sup> となっています。これを市民一人当たりの公園面積に換算すると、6.10 m<sup>2</sup> になります。

都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模な公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されていますが、供用後、相当地の年数が経過し、施設や設備が老朽化している公園も見られます。

調布市は、生垣設置に対する助成のほか、市内の空き地等に花を植え、その活動を支援する「花いっぱい運動事業」の展開などによって、まちなかの緑化を推進しています。

また、「調布市自然環境の保全等に関する条例及び施行規則」においても、道路、公園、住宅地など様々な施設を対象として緑化の基準を設けています。

市民アンケート調査では、身近な緑や水辺とのふれあいに主として公共的な空間に依存しており、場所や時間が十分に確保されていないことが懸念される結果となっています。今後重要と考える取組として、「環境に配慮した道路、歩道などの整備」や「公園や緑地の多さ」が多数あげられました。

道路や河川等の公共施設整備においては、緑化の推進、水辺とのふれあいや環境に配慮するとともに、公園・緑地のさらなる整備を図り、市民が緑と水辺を身近に感じられる環境を創出していく必要があります。

#### 【施策の方向】

道路、河川、公園・緑地等の公共施設の適切な維持管理とともに、緑化や水辺の活用を推進し、うるおいが感じられるまちづくりに取り組めます。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 緑が豊かで安全な環境づくり

沿道の緑の保全や緑化の推進などにより、連続した緑豊かな空間を創出するとともに、緩衝緑地帯の確保などを通じて歩行者や自転車利用者の安全性や快適性にも配慮した環境づくりに取り組めます。

##### 河川を軸とした水と緑のネットワークの形成

多摩川や野川などの河川を軸に、拠点となる公園・緑地などを散策路やサイクリングロードなどで結び、市民が緑と水辺にふれあえるネットワークを形成します。

##### 公園・緑地等の適正配置と維持

将来の人口減少や少子高齢化の進展に備え、地域のニーズや特色を踏まえ、他の緑地等とのネットワーク化も考慮して公園・緑地等を適正に配置し、利用しやすい状態を維持することにより、市民の快適な憩いの場の提供に努めます。

#### 【環境指標】

| 環境指標         | 基準値                                  | 目標 |
|--------------|--------------------------------------|----|
| 生垣の設置件数（助成）  | 3 件<br>（平成 26 年度）                    | ↗  |
| 市民一人当たりの公園面積 | 6.10 m <sup>2</sup><br>（平成 26 年 4 月） | ↗  |
|              |                                      |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                        | 備考 |
|-----------------------------|----|
| <b>緑が豊かで安全な環境づくり</b>        |    |
| 生垣設置の奨励・助成                  |    |
| 花いっぱい運動などの市民参加の緑化活動の促進      |    |
| 緑化重点地区における緑化の推進             |    |
| <b>河川を軸とした水と緑のネットワークの形成</b> |    |
| 多摩川における水辺拠点ゾーンの整備促進         |    |
| 緑化に配慮した鉄道敷地の整備              |    |
| <b>公園・緑地等の適正配置と維持</b>       |    |
| 公園・緑地、オープンスペースの適正配置と整備      |    |
| 公園・緑地における緑の維持管理             |    |

【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

生垣の設置などによって敷地内を緑化するとともに、花いっぱい運動をはじめとする緑化活動に地域ぐるみで取り組みます。（市民・市民団体・事業者）  
道路・河川・公園・緑地等の公共施設の緑や水辺の維持管理に協力します。（市民・市民団体・事業者）



## 2) 快適な空間の確保

### 都市美化の推進

#### 【現状と課題】

調布市は平成9年に「調布市都市美化の推進に関する条例」を制定し、都市美化を推進しており、条例に基づいて「美化推進重点地区」に指定された地区では、市民・事業者による定期的な清掃活動を実施しています。

ごみ、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの迷惑行為に対する市民の関心は高く、調布市では市内各駅で喫煙マナーアップ清掃やパトロールを実施しています。

これらの美化活動には、毎年8,000人前後の市民が参加していますが、近年は参加者数が伸び悩んでいます。

路上（歩道等）に放置された自転車や歩行者の通行の支障となっており、自転車も、自転車駐留場等においても持ち主のわからないまま放置される自転車が増えています。

近年、少子高齢化や核家族化を背景として、調布市内でも空き家が増加しており、老朽化した空き家において悪臭や景観の悪化などが問題となるケースが増えています。

地域猫をはじめとする飼い主のいない動物やペットの飼育など、市民生活に起因する生活トラブルに関する相談が増えています。

市民のより一層の美化意識の高揚と、公衆マナーの向上を目指し、さらなる普及・啓発を促進する必要があります。

#### 【施策の方向】

ごみ捨てや喫煙等のマナーを守るよう意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策の推進によって、快適な都市環境を確保します。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 公衆マナーの順守を目指した意識啓発

ごみのポイ捨てや路上喫煙など、公衆に対する迷惑行為を防止し、美化意識の向上につなげるため、市民の意識啓発に取り組めます。

##### 美化活動への市民参加の促進

快適な都市環境を確保するため、身近な生活空間における定期的な清掃活動等への市民参加を促進します。

##### 美化対策の推進

増加する傾向にある放置自転車や空き家等の地域問題に対して、適切な美化対策を推進します。

#### 【環境指標】

| 環境指標                     | 基準値                | 目標 |
|--------------------------|--------------------|----|
| 喫煙マナーアップ清掃及びパトロールの実施回数   | 34回<br>(平成25年度)    | →  |
| 喫煙マナーアップ清掃の参加延人数         | 3,328人<br>(平成25年度) | →  |
| 美化推進重点地区数                | 7地区<br>(平成年度)      | ↗  |
| 多摩川、野川、調布駅前クリーン作戦への参加延人数 | 2,829人<br>(平成25年度) | ↗  |
| 河川一斉清掃への年間参加者数           | 人<br>(平成年度)        | →  |

#### 【主な事業】

| 事業内容                        | 備考 |
|-----------------------------|----|
| <b>公衆マナーの順守を目指した意識啓発</b>    |    |
| ごみのポイ捨て防止や喫煙マナー向上のための啓発     |    |
| 犬の登録・狂犬病予防接種の推進・散歩マナーの啓発    |    |
| <b>美化活動への市民参加の促進</b>        |    |
| 喫煙マナーアップ清掃及びパトロールの実施        |    |
| 美化推進重点地区の指定と活動促進            |    |
| 多摩川、野川、調布駅前でのクリーン作戦の実施      |    |
| 市民参加による道路清掃(ふれあいの道づくり事業)の推進 |    |
| <b>美化対策の推進</b>              |    |
| 放置自転車等の撤去                   |    |
| 自転車駐留場の整備促進                 |    |
| 空き家対策の検討                    |    |
| 地域猫対策の推進                    |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

ごみはポイ捨てせず持ち帰って捨てるか、決められた場所に捨てて、まちの美化に努めます。  
(市民・事業者)

屋外で喫煙する場合は、人の迷惑にならないよう決められた喫煙場所を使い、路上や公園等、公共の場所での喫煙は自粛します。  
(市民・事業者)

河川のクリーン作戦等に積極的に参加します。  
(市民・市民団体・事業者)

マイカーや自転車を停める際は、少しの時間でも駐車場を利用します。

(市民・事業者)

## 1) 公害のない環境の維持

### 大気汚染の防止

#### 【現状と課題】

我が国では、大気汚染防止法に基づき、工場ばい煙等に対する対策がとられています。建築物解体工事の増加によるアスベスト飛散事故の未然防止に備えて、平成26年には大気汚染防止法が改正されました。東京都では、環境確保条例に基づき、2003年からディーゼル規制等の対策が行われ、これらの対策の効果により浮遊粒子状物質（SPM）が大幅に減りました。大気環境については、東京都1か所と併せて調布市では市役所屋上の一般局2か所で常時監視を行っており、光化学オキシダントを除き、いずれの項目も環境基準を達成しています。多摩中部地域における光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令日数は、9.6日となっています。調布市では、公共施設の増改築、改修に伴う解体工事におけるアスベスト飛散防止のため、処置の実施と工事情報の公表を行っており、民間建築物の解体などに対しても、発生した廃棄物の適切な保管及び廃棄を指導しています。市民アンケート調査の結果では、生活環境（大気・河川・騒音・振動・悪臭等）に対して満足しているとの回答が過半数を超えるものはなく、今後重要とする回答が上位に挙がっていました。

市民が望む安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら引き続き大気の状態を監視していく必要があります。

#### 【施策の方向】

日常生活や事業活動、自動車排出ガス等に起因するばい煙・粉じん等の監視を行い、大気汚染の未然防止、悪臭の発生防止に向けた指導を継続します。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等のばい煙やアスベスト等の有害物質の排出、建設工事等から発生する粉じんについて、法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めていきます。また大気の測定結果について公表していきます。

##### 自動車排出ガスによる大気汚染の防止

公共交通機関の利用促進、低公害車の普及促進などにより、光化学オキシダントの発生原因となる自動車排出ガスの低減に向けた取組の普及を図ります。

##### 悪臭・臭気等の発生防止

工場・事業場等における悪臭防止対策・臭気対策の指導に加え、一般家庭から排出されるごみ等を発生源とする悪臭や臭気等の発生防止のための啓発・指導も実施していきます。

#### 【環境指標】

| 環境指標                | 基準値             | 目標 |
|---------------------|-----------------|----|
| 大気環境基準各項目           | 環境基準            | →  |
| 光化学スモッグ注意報の発令日数     | 11日<br>(平成26年度) | ↗  |
| 市報・市ホームページによる情報提供回数 | 回数<br>(平成年度)    |    |
|                     |                 |    |
|                     |                 |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                           | 備考 |
|--------------------------------|----|
| <b>事業活動に伴う大気汚染の防止</b>          |    |
| 工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策指導        |    |
| 大気質の常時監視の継続（一般局・自排局）           |    |
| 公共施設の解体工事におけるアスベスト飛散防止と工事情報の公表 |    |
| 民間建築物の解体工事における廃棄物の保管・廃棄の指導     |    |
| <b>自動車排出ガスによる大気汚染の防止</b>       |    |
| 公共交通機関の利用促進                    |    |
| 自転車利用・徒歩による移動の奨励               |    |
| 公用車への低公害車導入推進                  |    |
| 事業者・家庭への低公害車の普及促進、啓発           |    |
| <b>悪臭・臭気等の発生防止</b>             |    |
| 工場・事業場への悪臭発生防止に向けた対策指導         |    |
| 一般家庭への悪臭発生防止に向けた啓発・指導          |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

ボイラー等の燃焼設備の保守・管理を徹底し、大気汚染物質の発生防止に努めます。**（事業者）**  
 廃材等の破砕処理、建設工事等においては、粉じんや廃棄物に含まれる有害物質が、周囲に飛散しないよう十分配慮するとともに、適切に保管・廃棄します。**（事業者）**  
 悪臭が発生しないよう、燃料・廃棄物等の処理・保管に留意します。**（市民・事業者）**  
 外出時はできる限り公共交通機関を利用するとともに、近くの場所へは自転車や徒歩で移動します。**（市民・事業者）**  
 自動車の購入・買い替えの際は、自動車排出ガスに含まれる大気汚染物質が少ない車種を選びます。**（市民・事業者）**  
 近隣へ臭気が拡散しないよう配慮します。**（市民・事業者）**

## 1) 公害のない環境の維持

### 水質汚濁の防止

#### 【現状と課題】

我が国では、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場からの排水の公共用水域への放流及び地下への浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進したことにより、公共用水域等の水質が改善されました。

公共用水域の水質については、多摩川、野川、仙川等の河川や府中用水等の用水で定点監視を行っており、多摩川の大腸菌群数が環境基準を超えて推移しているほかは、いずれの監視地点においてもおおむね環境基準を達成しています。

調布市内の下水道の約9割が、汚水と雨水を同じ管路で流す合流式であり、野川や多摩川などの水質に影響を与えています。

市民アンケート調査の結果では、生活環境（大気・河川・騒音・振動・悪臭等）に対して満足しているとの回答が過半数を超えはなくなり、今後重要とする回答が上位に挙がっています。

水質汚濁についてはおおむね基準値を達成していますが、市民が望む安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。

#### 【施策の方向】

工場排水や生活排水等の水質汚濁負荷の低減に取り組み、河川等の公共用水域の水質を多様な生物が生息・生育できる良好な状態で保全します。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 工場排水の水質汚濁負荷の低減

工場・事業場等からの工場排水について、法律や条例に基づき、有害物質の規制、水質汚濁負荷低減に向けた対策指導を引き続き進めていきます。また水質の測定結果について公表していきます。

##### 家庭における生活排水対策の推進

生活排水による汚濁負荷の低減に向けて、家庭への情報提供と普及・啓発を進めるとともに、流域自治体とも連携して、合流式下水道の改善や下水処理施設における高度処理化などの社会基盤整備に向けた働きかけを行います。

#### 【環境指標】

| 環境指標  | 基準値      | 目標 |
|---|----------|----|
| 河川のBOD <sup>注)</sup> 濃度<br>(多摩川, 野川, 仙川, 用水路) | 環境基準     | ↗  |
| 下水放流水のBOD濃度(平均値)<br>(平成25年度)                  | 33.7mg/L | ↗  |
| 市報・市ホームページによる情報提供回数<br>(平成 年度)                | 回        |    |
|   | (平成 年度)  |    |
|   |          |    |

注) 生物化学的酸素要求量。代表的な水質汚濁指標の一つ。

#### 【主な事業】

| 事業内容                        | 備考 |
|-----------------------------|----|
| <b>工場排水の水質汚濁負荷の低減</b>       |    |
| 工場・事業場等への水質汚濁防止に向けた対策指導     |    |
| 公共用水域における水質監視の継続            |    |
| <b>家庭における生活排水対策の推進</b>      |    |
| 生活排水対策に関する家庭向け広報・パンフレット等の発行 |    |
| 生活排水対策に関連したイベントの開催          |    |
| 合流式下水道改善事業の推進               |    |
| 下水の高度処理化に向けたはたはらきかけ         |    |

【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

排水処理施設の保守・管理を徹底するとともに、排水の水質を自主的に測定し、有害物質の漏えい防止、水質汚濁負荷の低減に努めます。(事業者)  
 広報・パンフレットやイベント等への参加を通じて、生活排水が水質に与える影響や汚濁負荷の低減に対して理解を深めるとともに、日常生活において油や食物残渣などを流さない取組を実践します。(市民)

## 1) 公害のない環境の維持

### 地下水・土壌汚染の防止

#### 【現状と課題】

我が国では、平成 14 年に施行された土壌汚染対策法に基づき、土壌及び地下水の汚染対策が強化されています。  
東京都でも揮発性有機化合物（VOC）による土壌や地下水の汚染が問題視されています。  
調布市では、20 か所の井戸においてVOCの測定を行っていますが、継続監視している 2 か所の井戸が環境基準を達成していません。  
土壌汚染については、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。

#### 【施策の方向】

有害物質取扱事業者の管理・指導を徹底し、揮発性有機化合物（VOC）等による土壌・地下水の汚染を未然に防止します。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 有害物質取扱事業者の管理・指導

市内における有害物質取扱事業者に関する実態調査を実施するとともに、土壌汚染を未然に防ぐため、工場・事業場に対する汚染防止対策の指導を行います。

##### 地下水保全に向けた調査・規制

有害物質の漏えいに備えて、地下水の水質調査を継続して行い、公表していきます。また東京都環境確保条例に基づき井戸の届出や地下水の揚水量報告を求めていき、地下水の揚水規制を継続して行っていきます。

#### 【環境指標】

| 環境指標                | 基準値           | 目標 |
|---------------------|---------------|----|
| 市報・市ホームページによる情報提供回数 | 回数<br>(平成 年度) |    |
|                     |               |    |
|                     |               |    |
|                     |               |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                   | 備考 |
|------------------------|----|
| <b>有害物質取扱事業者の管理・指導</b> |    |
| 有害物質取扱事業者に関する実態調査の実施   |    |
| 工場・事業場における土壌汚染防止対策の指導  |    |
| <b>地下水保全に向けた調査・規制</b>  |    |
| 地下水水質監視の実施             |    |
| 井戸の届出や地下水揚水量の報告書の受理    |    |

【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

土壌汚染に係る有害物質の管理を徹底し、土壌への浸透を防止します。

（事業者）

井戸を所有する場合は、井戸の届出や地下水揚水量の報告をしていきます。

（市民・市民団体）

## 1) 公害のない環境の維持

### 騒音・振動の発生抑制

#### 【現状と課題】

我が国では、騒音規制法並びに振動規制法に基づき、騒音及び振動に対する対策が取られています。平成 25 年度における市内の公害苦情受付件数は 70 件あり、内訳では騒音・振動に関するものが 39 件で過半数を占めています。中でも一般家庭から発生する騒音が原因となっている苦情が多く見られます。道路交通騒音については市内 5 か所、道路交通振動については市内 3 か所で測定を行っており、騒音については平成 25 年度に昼・夜間ともに環境基準を超過した地点は 2 か所、夜間のみ環境基準を超過した地点は 1 か所ありましたが、いずれの地点も要請限度（主要幹線道路規制基準）は下回っていました。振動については、いずれの地点も要請限度を下回っていました。

静穏な生活環境を維持するため引き続き監視していくとともに、近隣の生活騒音に対する苦情が増えていることを踏まえて、住民同士の対話をはたらかけ、相互の理解を深めていく取組が必要です。

#### 【施策の方向】

工場・事業場、建設工事、道路交通等による騒音・振動の発生抑制に向けて、規制・指導を継続して行うとともに、市民への意識啓発に取り組み、近隣の生活騒音に対する苦情・トラブルを未然に防ぎます。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制

工場・事業場や建設工事等を発生源とする騒音・振動については、法律や条例に基づき、防止対策に関する指導を引き続き進めます。

##### 道路交通騒音・振動の発生抑制

自動車による騒音・振動については、主要道路における舗装の改善、沿道の緑化や建築物の誘導によって緩和を図るほか、ドライバーの意識啓発に取り組み、騒音・振動の発生抑制への配慮を促進します。また騒音・振動の測定結果について公表していきます。

##### 生活騒音の発生抑制

一般家庭を対象に、生活騒音の防止に向けた啓発・指導を行い、近隣地域への配慮を促進します。

#### 【環境指標】

| 環境指標       | 基準値                       | 目標 |
|------------|---------------------------|----|
| 道路交通騒音・振動  | 環境基準<br>要請限度              | →  |
| 低騒音舗装の整備面積 | m <sup>2</sup><br>(平成 年度) | ↗  |
|            |                           |    |
|            |                           |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                      | 備考 |
|---------------------------|----|
| <b>事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制</b>  |    |
| 工場・事業場への騒音・振動発生抑制に向けた対策指導 |    |
| <b>道路交通騒音・振動の発生抑制</b>     |    |
| 道路交通騒音・振動の監視の継続           |    |
| 低騒音舗装の整備推進                |    |
| 道路の定期点検・保守（舗装の段差解消など）     |    |
| 道路沿道における緩衝用植樹帯の設置         |    |
| 開発指導要綱に基づく事業者への指導         |    |
| <b>生活騒音の発生抑制</b>          |    |
| 生活騒音防止に向けた広報等での呼びかけ       |    |
| 近隣・生活騒音・振動の低減に向けた啓発・指導    |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

設備機械等の保守・管理を徹底し、騒音・振動の発生防止に努めます。

（市民・事業者）

自動車を運転する際は制限速度を守り、急発進や空ぶかしなど騒音の原因となる運転は控えて、アイドリングストップを励行します。（市民・事業者）

近隣の迷惑になる大きな物音や夜間の話し声などには十分気を付けるとともに、引越し等のやむを得ない場合は、近隣に配慮します。（市民）

テレビやカラオケ・音響機器などは、近隣の迷惑とならない音量で楽しみます。（市民・事業者）



## 2) 環境リスクへの対応

### 化学物質対策の推進

#### 【現状と課題】

我が国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて、化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表する制度（PRT R制度）を導入し、東京都環境確保条例では、適正管理化学物質の届出により環境保全上の支障の未然防止に努めています。

光化学オキシダントの発生要因となる大気中のVOC（揮発性有機化合物）によって、光化学スモッグ注意報が発令されることがあるため、東京都では、VOC排出事業者の自主的取組を支援しています。

さらに、化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、東京都独自の「子どもガイドライン」の策定に取り組んでいます。

調布市では、室内化学物質について公共施設等シックハウス対策マニュアルに基づき新築・改築後の室内環境測定を行い、必要に応じて対策を講じています。

食の安全に対する消費者ニーズを踏まえ、近年の農業においては、有機農法や減農薬・減化学肥料が奨励されています。

化学物質による人の健康や環境への影響は、科学的な不確実性を含む問題ですが、そのリスクの重大さを踏まえて「予防原則」の考え方に基づく対策を進めていく必要があります。

#### 【施策の方向】

化学物質のリスクに関する情報をできる限り把握し、健康や環境に対する影響を回避するため、市民への情報提供に努めます。

#### 【施策（取組）の内容】

#### 有害化学物質による汚染の防止

化学物質を取り扱う事業者に対して、法令に基づき化学物質の適正な管理を促し、有害物質の漏えい等による環境汚染を未然に防止します。

#### 化学物質に関するリスクコミュニケーションの促進

化学物質やその環境リスクについて情報を収集し、適切な形で市民に提供していくとともに、化学物質の影響に対する市民の意識啓発を図ります。

#### 【環境指標】

| 環境指標                | 基準値          | 目標 |
|---------------------|--------------|----|
| 市報・市ホームページによる情報提供回数 | 回<br>(平成 年度) |    |
|                     |              |    |
|                     |              |    |
|                     |              |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                           | 備考 |
|--------------------------------|----|
| <b>有害化学物質による汚染の防止</b>          |    |
| 化学物質の適正な管理に向けた事業者等への指導         |    |
| 公共施設におけるシックハウス対策の推進            |    |
| <b>化学物質に関するリスクコミュニケーションの促進</b> |    |
| 化学物質の環境リスクに関する基礎的な情報の収集・提供     |    |
| 市民・事業者・調布市による化学物質等の環境リスク情報の共有  |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

化学物質を取り扱う事業者は、それらの特性を理解した上で、適正な使用、保管、管理に努めます。  
 (事業者)  
 化学物質等に対する関心を高め、国・都・市から提供される情報の把握に努めます。  
 (市民・事業者)  
 化学物質の使用にあたっては、用法・用量等に十分気を配ります。  
 (市民・事業者)

## 2) 環境リスクへの対応

### 環境リスクに関する情報の提供

#### 【現状と課題】

粒子が非常に小さく、近年、人の呼吸器系への健康影響が懸念されている微小粒子状物質（以下PM2.5）について、東京都と連携して市内1か所で常時監視を実施しています。

PM2.5は冬季から春季にかけて濃度の変動が大きく、上昇する傾向が見られ、夏季から秋季にかけては比較的安定した濃度が観測されています。

東日本震災の際に発生した福島第一原発事故をきっかけとして、空間放射線量や放射性物質による汚染に対する市民の関心が高まっており、調布市では小学校・保育園・公園など定点10か所における空間放射線量、学校給食食材・プールの放射性物質の測定を定期的に実施しています。

微小粒子状物質（PM2.5）、空間放射線量がもたらす環境リスクに関して、確かな情報に基づいて適切に対応していくことが必要です。

#### 【施策の方向】

微小粒子状物質（PM2.5）、空間放射線量に関して、市民に情報を適切に提供することにより、新たな環境リスクの低減を図ります。

#### 【施策（取組）の内容】

##### 微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応

大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度について継続して監視を行い、市民へのタイムリーな情報提供によって健康被害を未然に防止します。

##### 放射線等に関する情報の蓄積・提供

国や都と連携して、空間放射線量の測定監視や放射性物質に関するサンプリング調査を行い、データの蓄積を図るとともに、放射線等の健康影響に関する正しい知識などの情報とあわせて市民に提供していきます。

#### 【環境指標】

| 環境指標                | 基準値           | 目標 |
|---------------------|---------------|----|
| 市報・市ホームページによる情報提供回数 | 回数<br>(平成 年度) |    |
|                     |               |    |
|                     |               |    |
|                     |               |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                             | 備考 |
|----------------------------------|----|
| <b>微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応</b> |    |
| 微小粒子状物質（PM2.5）濃度の監視              |    |
| 微小粒子状物質（PM2.5）濃度に関する情報の逐次提供      |    |
| <b>放射線等に関する情報の蓄積・提供</b>          |    |
| 公共施設における空間放射線量の測定監視              |    |
| 学校等の給食における放射性物質の測定監視             |    |
| 公園等における放射性物質に関する調査               |    |
| 放射線等に関する情報提供                     |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

市ホームページや気象情報等を通じて、微小粒子状物質（PM2.5）の状況把握に努め、濃度が高い場合はマスクを着用したり、外出を控えたりして、健康への影響を回避します。  
放射線等については、国・都・市のほか、専門調査機関等が提供する情報をもとに、正しい知識を身につけます。  
**（市民）**  
**（市民）**

## 1) 低炭素まちづくりの推進

### 省エネルギーの推進

#### 【現状と課題】

国は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、省エネ法)を平成20年に改正し、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者を新たに特定事業者等に指定し、業務ビルやコンビニ等の省エネルギー対策を強化しました。本法律に基づき、調布市の公共施設においてもエネルギーの使用の合理化が求められています。

近年は、ハイブリッド車や軽自動車など、低燃費車の普及が進んでいます。調布市の平成24年(2012)における温室効果ガス排出量全体の約96%がエネルギーの消費に伴うCO<sub>2</sub>であり、部門別<sup>(注)</sup>の内訳では、家庭(336kt-CO<sub>2</sub>、42.3%)、業務(268kt-CO<sub>2</sub>、33.8%)、運輸(143kt-CO<sub>2</sub>、18.0%)の順に多く、この3部門で9割以上を占めています。

**(注) 産業(農林業・製造業・建設業等)、家庭、業務(事務所等)、運輸、廃棄物の5部門**

調布市の省エネルギー指標の一つであるガス使用量をみると、平成25年度は年間50,000千立<sup>立</sup>を下回り、近年では最も少なくなりました。

温室効果ガス排出量が増加傾向にあり、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>がその大半を占めていることを踏まえ、地球温暖化対策として省エネルギーに取り組みむ必要があります。

#### 【施策の方向】

温室効果ガス排出量の大半を占める家庭部門、業務部門、運輸部門での省エネルギー対策を推進し、市域全体の低炭素化に取り組みます。

#### 【施策(取組)の内容】

##### 住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及促進

省エネ家電や高効率給湯器等へのエネ替え、住宅の断熱性向上などによる住居の省エネ化とともに、節電等の省エネ行動の普及を促進します。

##### 工場・事業場等における省エネルギーの推進

公共施設における率先した省エネルギー対策をはじめとして、業務ビルや店舗等における省エネルギーの取組を推進します。

##### 低燃費車及びエコドライブの普及促進

低燃費車の普及とともに、エコドライブの普及を促進します。

#### 【環境指標】

| 環境指標           | 基準値         | 目標 |
|----------------|-------------|----|
| 市報・市ホームページ掲載回数 | 回<br>(平成年度) | ↗  |
|                |             |    |
|                |             |    |
|                |             |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                             | 備考 |
|----------------------------------|----|
| <b>住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及促進</b> |    |
| 家庭における省エネ型機器の購入支援                |    |
| 市民を対象とした省エネルギーの普及・啓発             |    |
| <b>工場・事業場等における省エネルギーの推進</b>      |    |
| 公共施設における省エネ型機器(LED照明等)の率先導入      |    |
| 省エネ・節電の啓発                        |    |
| <b>低燃費車及びエコドライブの普及促進</b>         |    |
| 公用車への低燃費・低公害車の導入推進               |    |
| 低燃費車の普及促進、支援                     |    |
| エコドライブの普及促進                      |    |
| 輸送・配送方法の合理化に関する事業者の理解促進          |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

家電やマイカー・社用車の買い替えの際には、省エネ性能や燃費を考慮して、省エネ型のものを選びます。**(市民・事業者)**  
 家庭ではむだなエネルギーの使用を控え、節電に努めます。**(市民)**  
 自動車を運転する際は制限速度を守り、急発進・急停止や空ぶかしなどは控え、アイドリングストップを励行して燃費の向上に努めます。**(市民・事業者)**

## 1) 低炭素まちづくりの推進

### 再生可能エネルギー等の活用促進

#### 【現状と課題】

国は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下、RPS法)によって、再生可能エネルギーによって発電した電力の一定量買取を電力事業者に義務付けているほか、固定価格買取制度(以下、FIT)によって再生可能エネルギーの導入を促進しています。

事業者(主に製造業)も、新たなエネルギー利用形態の実用化に向けた調査・研究に取り組みしており、熱源機器や自動車への燃料電池の搭載や電気自動車(EV)の開発などが進められています。

調布市は、平成25年に、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を市民・事業者とともに開始し、市営住宅など30を超え、施設に太陽光パネルを設置しました。

平成26年度の環境活動交流会に訪れた市民からは、環境について大切に思うことや優先的に守るべきこととして、「省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により地球温暖化対策を進める」との声が多く聞かれました。

温室効果ガス排出量が増加傾向にあることを踏まえ、低炭素なエネルギーとして、さらなる再生可能エネルギーの活用促進とともに、エネルギー利用の効率化に向けた新たな利用形態の普及を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

公共施設をはじめ、一般住宅や事業所等に対して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー活用を促進するとともに、エネルギー利用の効率化に取り組みます。

#### 【施策(取組)の内容】

##### 再生可能エネルギー利用設備の導入推進

太陽光発電システムや太陽熱温水器、クリーンエネルギー自動車等の再生可能エネルギー利用設備について、公共施設(特に学校等)における率先導入をはじめとして、家庭や事業所への普及を図ります。

##### 再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究及び支援

市の地域特性を活かした分散型エネルギーとしての再生可能エネルギー導入と、エネルギー利用の効率化を推進するため、多様なエネルギーの利用可能性について調査・研究に取り組み、実用化された技術の導入を支援します。

#### 【環境指標】

| 環境指標             | 基準値           | 目標 |
|------------------|---------------|----|
| 太陽光発電システムの導入設備容量 | kW<br>(平成 年度) | ↗  |
| 民生用燃料電池の助成件数     | 件<br>(平成 年度)  | ↗  |
|                  |               |    |
|                  |               |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                              | 備考 |
|-----------------------------------|----|
| <b>再生可能エネルギー利用設備の導入推進</b>         |    |
| 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の推進            |    |
| 住宅における再生可能エネルギー利用設備導入に対する支援       |    |
| 学校における再生可能エネルギー利用設備の率先導入          |    |
| <b>再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究及び支援</b> |    |
| 家庭における高効率型エネルギー機器の購入支援            |    |
| 水素エネルギーの活用に向けた調査・研究               |    |

【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

住宅・事務所等の新築・改築にあたっては、太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー利用設備や高効率型エネルギー機器の設置を検討します。  
(市民・事業者)

# 1) 低炭素まちづくりの推進

## 環境に配慮したまちづくり

### 【現状と課題】

京都議定書第二約束期間（平成 25～32 年）に向けて、欧米諸国が温室効果ガス排出削減目標を表明する中、我が国はその枠組みには加わらないものの、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)に基づく取組を引き続き進めていくこととしています。

温対法に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）には、温室効果ガス排出量の算定と国への報告が義務付けられているほか、東京都においても、環境確保条例に基づいて、中小規模事業者を対象とした地球温暖化対策報告書制度が導入されています。

従来のフロン回収・破壊法の改正とともに、平成 27 年には「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下、フロン排出抑制法)が施行され、温室効果ガスとしてのフロン類の漏えい防止対策が強化されました。近年、熱帯夜や猛暑日が増える傾向にあり、地球温暖化やヒートアイランド現象の影響が顕在化する中で、平成 24（2012）年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、持続可能で環境負荷の少ない、低炭素都市づくりを促進していくことが重要となっています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成 2 年(1990)に比べて増加しており、平成 24 年(2012)には約 1.24 倍の 829kt-CO<sub>2</sub> となっています。

調布市では、平成 21 年度に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を、平成 23 年度に同(事務事業編)をそれぞれ策定し、市域や市役所の業務から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークの検討など、将来を見据えたまちづくりの視点から環境負荷の低減に取り組む必要があります。

### 【施策の方向】

道路・公園等の公共施設の整備やまちづくり事業において、あらゆる視点から低炭素技術を実装するとともに、調布市の特性である緑と水の豊かな自然環境を活かして温室効果ガスの削減に貢献するまちづくりを推進します。

### 【施策（取組）の内容】

#### 温室効果ガス削減に向けた総合的な取組の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、市域から排出される温室効果ガス削減に取り組めます。

#### 緑と水辺を活かしたヒートアイランド現象の緩和

国分寺崖線や多摩川・野川などを軸に、公共施設をはじめとして住宅や事業所における緑化を推進することにより、市街地における緑と水辺の連続性を確保し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

#### 交通体系の低炭素化

鉄道・路線バス・ミニバス等の連携を強化し、公共交通の利便性を高めることにより、マイカー利用の抑制を図る一方で、自転車や歩行者が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。

#### エネルギーの面的利用の促進

家庭や事務所ビル等におけるエネルギー需要管理と、それらのネットワーク化を促進し、エネルギーの面的利用による有効利用を図ります。

### 【環境指標】

| 環境指標                       | 基準値                                 | 目標 |
|----------------------------|-------------------------------------|----|
| 温室効果ガス排出量                  | 829kt-CO <sub>2</sub><br>(平成 24 年度) | ↗  |
| 熱帯夜(または猛暑日)の出現日数<br>(参考指標) | 日<br>(平成 年度)                        | ↗  |
| みどり率(再掲)                   | 36.0%<br>(平成 22 年度)                 | ↗  |

### 【主な事業】

| 事業内容                                 | 備考 |
|--------------------------------------|----|
| <b>温室効果ガス削減に向けた総合的な取組の推進</b>         |    |
| 調布市地球温暖化対策実行計画の推進                    |    |
| フロン排出抑制法に基づく公共施設の第一種特定製品の適正管理        |    |
| <b>緑と水辺を活かした「風の道」の形成</b>             |    |
| 公共施設の壁面緑化の推進                         |    |
| 民間施設の敷地内や屋上・壁面緑化の推進                  |    |
| 崖線・河川に近接する地区の緑化推進                    |    |
| 崖線・河川周辺における崖線条例の運用                   |    |
| <b>交通体系の低炭素化</b>                     |    |
| 公共交通の運行体系の最適化に向けた検討                  |    |
| 自転車走行空間の整備(ネットワーク化)                  |    |
| 交通渋滞緩和に向けた交差点改良や立体交差事業の推進            |    |
| 「人と環境にやさしい道路」の整備                     |    |
| 公共交通の利便性の向上                          |    |
| <b>エネルギーの面的利用の促進</b>                 |    |
| 省エネナビ等のエネルギー需要管理システム(HEMS・BEMS)の設置支援 |    |
| 地域のエネルギー利用の効率化の研究                    |    |

### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

緑のカーテンの育成に取り組むなど、近隣の緑との連続性に配慮して、敷地内や屋上・壁面の緑化に努めます。(市民・事業者)  
 外出時ができる限り公共交通機関を利用するとともに、近隣の場所へは自転車や徒歩で移動します。(市民・事業者)  
 家庭や事務所等で使用する電気・ガス等のエネルギーについて、毎月の使用量をこまめに把握し、むだなエネルギーの削減に努めます。(市民・事業者)



## 1) 低炭素まちづくりの推進

### 地球温暖化への適応

#### 【現状と課題】

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第5次評価報告書によれば、地球の平均気温がこの100年余りで0.85度上昇したことは事実であり、さらに21世紀末には今よりも最大で4.8度上昇する可能性があると予測されています。

地球温暖化による気候変動の影響によって、極端な高温や強い台風、都市型水害の原因となるゲリラ豪雨などの異常気象が各地で発生しており、私たちはかつて経験したことのない生命や財産への甚大な被害や生物絶滅の危機に直面しています。

調布市では、各家庭における節電対策、熱中症対策、公共施設の有効活用、コミュニティの活性化を目的として、市内の公共施設に涼さを共有できる場(クールシェアスポット)を設置しています。

温室効果ガス濃度の上昇による地球温暖化の進行は疑う余地がなく、各地で現れ始めている気候変動による影響に適応していくことが必要です。

#### 【施策の方向】

地球温暖化が進行していることを正しく認識し、ライフスタイルの転換を図ることで気候変動に適応するほか、異常気象によって今後増えるおそれのある災害に備えます。

#### 【施策(取組)の内容】

##### 地球温暖化に関する情報の提供

専門機関や国の研究成果など、地球温暖化に関する最新の知見について、情報を収集し、市民にわかりやすい形で提供していきます。

##### ライフスタイルの転換による適応

クールビズ・ウォームビズをはじめとして、衣食住に関してこれまでのライフスタイルを見つめ直し、地球温暖化による気温上昇に適応していきます。

##### 気候変動に伴う異常気象への適応

近年増加する傾向にある猛暑による健康への影響や、局地的な短時間降雨・大型台風などの異常気象に伴う自然災害に備えます。

#### 【環境指標】

| 環境指標        | 基準値     | 目標 |
|-------------|---------|----|
| 年平均気温(参考指標) | (平成 年度) |    |
|             |         |    |
|             |         |    |
|             |         |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                       | 備考 |
|----------------------------|----|
| <b>地球温暖化に関する情報の提供</b>      |    |
| 地球温暖化の専門的知見に関する情報の収集       |    |
| パンフレット・広報等による地球温暖化に関する情報提供 |    |
| <b>ライフスタイルの転換による適応</b>     |    |
| クールビズ・ウォームビズの奨励            |    |
| <b>気候変動に伴う異常気象への適応</b>     |    |
| クールシェアスポット設置の継続            |    |
| 緊急避難場所の確保と防災マップ等による市民への周知  |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割(対象となる主体)】

地球温暖化に関する最新の知見について、専門機関や国・都・市が発信する情報の把握に努め、地球温暖化問題に対する理解を深めます。

(市民・市民団体・事業者)  
 気温や湿度に合った衣服の着用など、環境への適応に配慮したライフスタイルづくりに取り組めます。  
 (市民・事業者)  
 日頃から防災マップや洪水ハザードマップなどに目を通し、災害発生時の影響や緊急避難場所を確認しておきます。  
 (市民)

## 2) 循環型まちづくりの推進

### 3 R 推進によるごみの減量

#### 【現状と課題】

我が国では、循環型社会形成推進基本法に基づいて、廃棄物の発生抑制を第一に、資源の循環的利用の促進による循環型社会の形成を目指し、3 Rを推進しています。

調布市では、平成 25（2013）年に調布市一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成 34（2022）年度までに市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 380 g/人日、家庭系ごみ資源化率 45%、総資源化率 47%を目標に掲げ、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。

平成 26 年度のごみ処分量は約 56,300 t（集団回収を除く）であり、ごみ処理の有料化以降のピーク時（平成 18 年度）と比べて 1 万 t 以上の減量となっています。

ごみ排出量の約半分を占める家庭系可燃ごみの量は近年横ばいであり、減量ペースは鈍化する傾向がみられます。

家庭から排出される生ごみが、家庭系可燃ごみの多くを占めています。市民アンケート調査では、「ごみ収集、処理の状況」「ごみ減量・リサイクルの状況」に過半数がおおむね満足しており、今後重要であると考えています。

市民や事業者の 3 R の取組を引き続き促進するとともに、確実なごみの減量を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

3 R の推進に向けた啓発や、市民の自主的な取組の支援等を行い、ごみのさらなる減量に取り組めます。

#### 【施策（取組）の内容】

##### ごみの発生・排出抑制に向けた啓発

市民の意識啓発に取り組み、ごみを出さない、ごみになるものは受け取らないといったごみ減量につながる意識づくりを進めます。

##### 市民・事業者の自主的な取組の支援

家庭系ごみのさらなる減量に向けて、家庭系ごみの多くを占める生ごみの減量を推進するとともに、事業者による店頭回収など取組を支援します。

#### 【環境指標】

| 環境指標             | 基準値                         | 目標 |
|------------------|-----------------------------|----|
| 市民一人あたりの家庭系ごみ排出量 | 389.7 g / 人・日<br>(平成 26 年度) | ↗  |
| 調布エコ・オフィス認定事業所数  | 32 事業所<br>(平成 26 年度)        | ↗  |
| ごみ減量・リサイクル協力店数   | 19 店舗<br>(平成 26 年度)         | ↗  |
|                  |                             |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                       | 備考 |
|----------------------------|----|
| <b>ごみの発生・排出抑制に向けた啓発</b>    |    |
| 市報・市ホームページ・広報誌による意識啓発・情報提供 |    |
| ごみや 3 R に関する出前講座の実施        |    |
| 水切りネット活用の普及啓発              |    |
| <b>市民・事業者の自主的な取組の支援</b>    |    |
| 調布エコ・オフィスの認定               |    |
| ごみ減量・リサイクル協力店の拡充           |    |
| マイバッグの推進                   |    |
| 生ごみ処理機の導入支援                |    |
| 家庭系ごみの資源化の推進（集団回収等）        |    |
| ごみの発生・排出抑制の推進              |    |
| フリーマーケットの開催支援・情報提供         |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

容器包装の簡易な商品を選んで買ったり、マイバッグを利用したりして、資源の節約に努めます。  
 （市民・市民団体・事業者）

事業者が実施するトレイや牛乳パック等の店頭回収に協力します。

ごみの減量に向けて、広報誌「ザ・リサイクル」等を参考に、ごみ減量や資源循環について理解を深めます。  
 （市民・市民団体・事業者）  
 （市民・市民団体）

## 2) 循環型まちづくりの推進

### ごみの適正処理

#### 【現状と課題】

我が国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）に基づいて、一般廃棄物や産業廃棄物の処理が行われていますが、都市部等ではごみ焼却場等の中間処理施設や最終処分場等の新たな立地が困難な状況です。

また、平成12（2000）年以降、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電について個別にリサイクル法を施行するほか、環境に優しい物品購入の支援などにより、資源循環型社会の形成を推進しています。

調布市では、市内のごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5区分で分別収集しています。

これらのうち可燃ごみと不燃ごみ及び資源物残渣は、クリーンプラザふじみで焼却処理されています。

不燃ごみ、資源物、有害ごみは調布市クリーンセンターやふじみ衛生組合リサイクルセンターにおいて資源化されており、近年の資源化率は全国と同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中において高いレベルを維持しています。

平成20年度から平成26年度における家庭系及び事業系の可燃ごみの組成分析結果によれば、リサイクル可能な紙類が含まれています。

焼却灰・飛灰等はエコセメント原料として処分されており、最終処分としての埋立量は平成19年度以降ゼロを維持しています。

最終処分場やクリーンプラザふじみ周辺の環境保全の観点から、将来的にも最終処分量ゼロを維持していくため、ごみ処理施設における長期的な安定処理に向けて、分別排出の適正化を図り、再利用と資源化をさらに推進していくとともに、不法投棄などの防止に取り組む必要があります。

#### 【施策の方向】

ごみの分別のさらなる徹底や、資源物の無断持ち去りの取り締まり強化などを図り、資源化を推進するとともに、不法投棄対策の充実等によって適正排出を促し、ごみの適正処理を推進します。

#### 【施策（取組）の内容】

##### ごみの安定処理の確保

クリーンプラザふじみ、ふじみ衛生組合リサイクルセンターにおいて、ごみの分別区分に応じて、焼却・再利用・資源化等に向けた処理を進めています。

##### 不法投棄対策の充実

市民意識の高揚、パトロール強化等によって、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、排出者に対する適正処理を促します。

#### 【環境指標】

| 環境指標       | 基準値               | 目標 |
|------------|-------------------|----|
| 最終処分量（埋立量） | ゼロ<br>（平成26年度）    | →  |
| 総資源化率      | 44.7%<br>（平成26年度） | ↗  |
|            |                   |    |
|            |                   |    |
|            |                   |    |

#### 【主な事業】

| 事業内容                    | 備考 |
|-------------------------|----|
| <b>ごみの安定処理の確保</b>       |    |
| ごみ分別排出の表示・広報の改善に向けた検討   |    |
| 焼却灰のエコセメント化推進           |    |
| 資源物の持ち去り対策の推進           |    |
| 粗大ごみの再生利用の推進            |    |
| 廃家電製品からの有用金属の回収         |    |
| 剪定枝資源化支援事業の推進           |    |
| 公園の剪定枝資源化事業の推進          |    |
| ごみの効率的な収集及び運搬の推進        |    |
| <b>不法投棄対策の充実</b>        |    |
| ごみの適正排出の啓発・指導           |    |
| 関係機関との連携による不法投棄パトロールの強化 |    |
| 不法投棄防止に向けた市民意識の啓発       |    |

#### 【市民・市民団体・事業者等に期待される役割（対象となる主体）】

家庭のごみは、決められたルールにしたがって分別し、指定日にごみ収集場所に出します。  
（市民）

ごみは適正に排出し、樹林地や河川等への不法投棄はしません。  
（市民・市民団体・事業者）